

# 子どもにとっての 安心・安全を守る支援者であるために

—被措置児童虐待を防ぐ視点と関わり方—

児童養護施設 清光学園

主任児童指導員 大 畠 直 人

社会福祉士/精神保健福祉士/こども家庭ソーシャルワーカー

# 講師自己紹介

## 経歴・資格

- **国立岩手大学 教育学部卒業**：在学中に児童福祉へ関心を持つ
- **児童養護施設 清光学園**：児童指導員～主任として勤務
- **これまでの役職**：個別対応職員、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員  
自立支援担当職員
- **保有資格**：社会福祉士、精神保健福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー

現場で聞いた「子どもの声」や実践知をもとに、明日の支援に活かせる内容をお伝えします。

# 本講義の目的

## 最新の虐待定義を理解する：

- ✓ 法改正により明確化された「職員による虐待」の基準を知る。

## 「子ども視点」への転換：

- ✓ 大人の意図ではなく、子どもの受け止めを基準にする思考法を学ぶ。

## 予防と実践：

- ✓ 虐待を未然に防ぐための、日々の関わり方と自身のメンタルケアを習得する。

「知らなかった」で子どもを傷つけないために。  
そして、支援者自身を守るために。



# アイスブレイク

少し考えてみましょう

## 問いかけ

「子どもを“叱る”ことと  
“虐待”の境界線は  
どこにあると思いますか？」

ご自身の経験を踏まえ、お考え下さい。

(1～2分)

# 境界線の曖昧さ

## 線引きは人によって違う

- 「手が出たら虐待？」
- 「大声で怒鳴ったら？」
- 「長時間立たせたら？」
- 「無視したら？」



**受け止め方や基準は、人によって大きく異なります。**

だからこそ、支援の現場では共通の「モノサシ」が必要です。

# 第1部

## 虐待を正しく理解する

基礎知識と子ども視点の重要性

# 1. 身体的虐待

身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行。

✓ 殴る、蹴る、叩く

✓ 激しく揺さぶる（乳幼児揺さぶられ症候群のリスク）

✓ 火傷を負わせる（熱湯、タバコ）

✓ 戸外への締め出し、縄などでの拘束

## ⚠ 現場でのリスク

「しつけ」と称した体罰はすべて虐待です。

「何度も言ったのに聞かないから叩いた」

「危険を教えるために叩いた」

これらも法律で明確に禁止されています。

## 2. 心理的虐待

子どもの心を傷つける言動。

- ✓ **言葉の暴力**：「生まれてこなければよかった」「お前なんて嫌いだ」
- ✓ **脅し・威嚇**：大声で怒鳴りつける、物を叩きつけて怯えさせる
- ✓ **無視・拒否**：存在を無視する、話しかけても答えない
- ✓ **きょうだい間差別**：著しく差別的な扱いをする

※目に見える傷が残らないため、周囲が気づきにくいのが特徴です。

## | 面前DV（心理的虐待の一種）

子どもの前で家族に対して暴力を振るうこと（夫婦喧嘩など）は、子どもへの**心理的虐待**です。

### 子どもへの影響

- 「自分が悪いからだ」という罪悪感
- 恐怖による脳の萎縮・発達阻害
- 暴力による問題解決の学習



### 3. 性的虐待

子どもに対して性的行為を強要、またはその対象とすること。

✓ 性交、性的暴行

✓ 身体を触る、触らせる

✓ ポルノグラフィを見せる、被写体にする

**最も発見しにくい虐待です。**

**「魂の殺人」とも呼ばれ、生涯にわたる深いトラウマを残します。**

## 4. ネグレクト（養育放棄）

### 身体的ネグレクト

---

- 食事を与えない
- 入浴させず不潔にする
- 病気なのに病院へ連れて行かない
- 家に閉じ込める（放置）

### 教育的・情緒的ネグレクト

---

- 学校に行かせない
- 子どもの情緒的欲求（愛着）を無視する
- 「愛情遮断」は脳の発達にも深刻な影響を与えます

# 児童虐待相談対応件数の推移

令和5年度 児童相談所における虐待相談対応件数

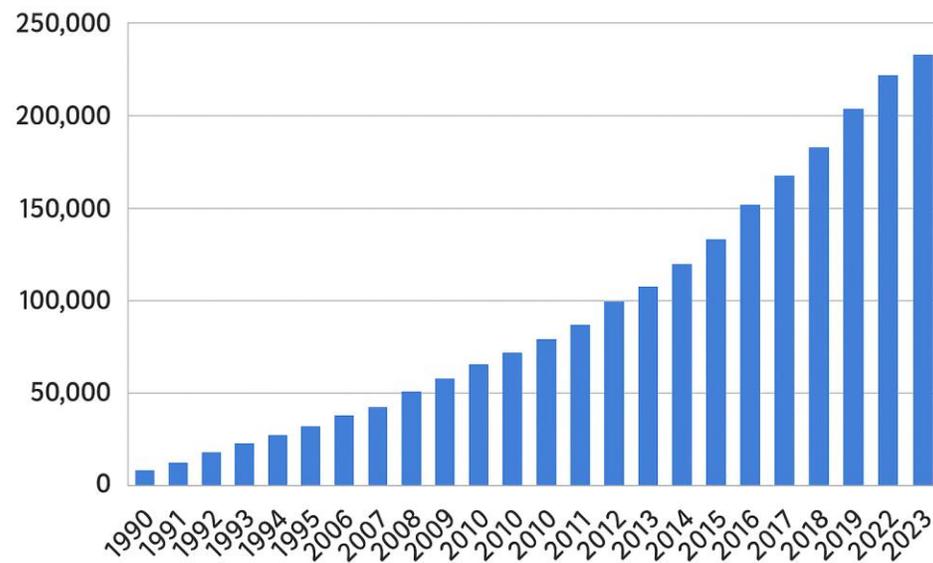
225,509件

## 右肩上がりの増加傾向

児童相談所への通告件数は年々増加しています。

- 心理的虐待の割合が増加（面前DV含む）
- 社会の関心が高まり、通告が増えた側面も
- 子どもの権利意識の高まりによる相談窓口の認知度向上

児童相談所における児童虐待相談対応件数



出典：こども家庭庁

# 「支援者の常識」と「子どもの受け止め」



## 大人の言い分

- 「あなたのためを思って」
- 「しつけの一環だ」
- 「これくらい普通だ」
- 「指導に熱が入っただけ」



## 子どもの感じ方

- 「怖い、逃げたい」
- 「自分が悪いからだ」
- 「大人は敵だ」
- 「もう誰も信じられない」

この「ズレ」が虐待の温床になります。

# 児童福祉法改正と「被措置児童等虐待」

## 施設・事業所職員による虐待の明確化

- これまでは、保育所や放課後児童クラブなどで職員が子どもを傷つける事案が発生しても、それが「家庭内虐待」と同じ扱いで良いのか、法的な定義が少し曖昧な部分がありました。
- 法改正により、子どもたちが過ごす「施設」という公的な場所での安全をより確実に守るため、支援員を含む施設職員による不適切な関わりは、「**児童対象施設等職員による児童虐待**」として法律上明確に位置づけられました。
- また、「職員による虐待を受けた疑い」がある場合には、発見者が速やかに市町村等へ通告しなければならないことが義務付けられました。

# 児童福祉法改正と「被措置児童等虐待」

## 施設職員等による虐待に関する改正前後の比較

項目	改正前	改正後
法律上の定義	施設職員による虐待は「家庭内虐待」の規定を準用していた（少し曖昧だった）。	「児童対象施設等職員による児童虐待」として、法律で明確に定義された。
対象となる場所	主に家庭内が中心。施設は含まれるものの規定が弱かった。	放課後児童クラブ（学童）、保育所、児童養護施設などがハッキリ指定された。
通告の義務	虐待を受けた「と思われる」児童を発見した場合に通告。	「職員による虐待を受けた疑い」がある場合、速やかに市町村等へ通告することが義務化。
通告後の対応	市町村による一般的な指導・勧告が中心。	自治体による勧告・命令・公表などの権限が強化。警察との連携もよりスムーズに。

# 現場で起きやすい不適切事例（1）

## ▲ 身体的な行為

- 言うことを聞かない子の腕を強く引っ張る
- 頭を小突く、叩く
- 無理やり座らせる（身体拘束）
- お昼寝の時間に布団から出さない

## ▲ 心理的な行為

- 「帰れ！」「ダメな子だ」などの暴言
- 特定の子どもだけ無視する
- 大声で怒鳴りつけ、萎縮させる
- 他の子ども前で恥をかかせる

## 現場で起きやすい不適切事例（2）

### ▲ 尊厳を傷つける・ネグレクト的行為

- 排泄の失敗をみんなの前で指摘する
- 着替えの際、プライバシーに配慮しない（全裸にする等）
- 子どもの訴え（体調不良・トラブル）を「嘘だ」と決めつけ放置する
- 「どうせ親が〇〇だから」と家庭環境を揶揄する

**これらはすべて「虐待」と認定される可能性があります。**

# 最重要概念：「子ども視点で判断する」

虐待かどうかの判断において、  
大人の「悪気はなかった」は通用しません。

子どもが「怖い」「痛い」「嫌だ」と感じたら、  
それは不適切な関わりです。

トラウマを持つ子どもは、通常の関わりでも恐怖を感じる場合があります。「この子はどう受け止めているか？」を常に想像しましょう。



# 「指導」と「虐待」の境界線

項目	適切な指導	不適切な関わり（虐待）
目的	子どもの成長・自律	大人の感情発散・支配
手段	対話、説明、見本	暴力、暴言、威圧、恐怖
主語	子ども中心（You）	大人中心（I）「私が困る」
結果	納得感、信頼関係	恐怖心、萎縮、反発

# 構造的な「権力差」を理解する

支援員と子どもには、圧倒的な力の差があります。

## 支援員（大人）

- 身体的に大きい
- ルールを決める立場
- 生活の主導権を持つ
- 言葉が巧み

## 子ども

- 身体的に小さい
- 従わなければ生活できない
- 「No」と言いにくい
- 言語化が未熟

**「嫌と言わないから大丈夫」は大間違いです。**

**私たちは「強い立場」にいることを自覚しなければなりません。**

# ミニワーク

「これは指導？それとも虐待？」  
あなたの感覚をチェックしましょう

# ケーススタディ：これってどう思う？

①

ふざけて道路に飛び出し  
そんな子の**肩を強く引っ張り**、転ばせてしまった。

②

宿題をしない子に対し、  
**机をバン!**と叩いて「やりなさい」と叱った。

③

泣き止まない子を、「**落ち着くまで**」と言って別室に一人にした。

どこまでが「安全確保」で、どこからが「不適切」でしょうか？

# ミニワークの振り返り

## ① 肩を引っ張る：

命を守る緊急時は許容されるが、日常的なら不適切。転ばせた後のケアは？

## ② 机を叩く：

「威嚇」であり、心理的虐待にあたる可能性が高い。恐怖で支配している。

## ③ 別室隔離：

放置すればネグレクト。見守りが無い隔離（閉じ込め）は虐待。クールダウンなら寄り添いが必要。

文脈や子どもの状況によって判断が揺れるからこそ、「子ども視点」が羅針盤になります。

## 第2部

# 支援者が“加害者”にならないために

自分の常識を疑い、科学的に関わる

# 「自分の育児論・指導論」を横に置く

## 経験則の落とし穴

「私はこう育てられた」「自分の子はこれでうまくいった」という経験則は、目の前の子どもに通用するとは限りません。

むしろ、**独りよがりな押し付け**になり、虐待へと発展するリスクがあります。



# 虐待は「個人の問題」だけで起きるわけではない

虐待や不適切な関わりは、「悪意のある職員」だけが起こすものではありません。

多くの場合、

・ 忙しさ    ・ 余裕のなさ    ・ 相談しにくい人間関係    ・ 「口出ししない」職場の空気

といった【組織の環境】が重なって起きています。

**だからこそ、支援者個人の努力だけでなく、「組織としてどう支えるか」  
が虐待予防の大きな鍵になります。**

# こんな職場の空気は、危険信号

次のような雰囲気がある職場では、不適切な関わりが見逃されやすくなります。

- ・「ベテランだから」と指摘しにくい
- ・他の職員の関わりに口を出さない暗黙の了解
- ・相談 = 能力不足と思われる空気
- ・失敗すると責められる、評価が下がる

**これらは、「誰かの性格」ではなく【組織文化】の問題です。**

# 支援は「科学的・客観的」に



## 根拠を持つ

「なぜその指導をするのか」  
を説明できるようにする。  
感情任せの指導はNG。



## チームで統一

人によって対応が違うと  
子どもは混乱する。  
組織としての方針に従う。



## 記録に残す

客観的な事実を記録し、  
振り返ることで  
自分の関わりの偏りに気づく。

## 実例：いつの間にか「虐待」に...

悪気はなかった。一生懸命だった。

それでも「虐待」と判定されたケースがあります。

### ケーススタディ①

#### **A職員（ベテラン）：**

食事を残す子に対し、「健康のため」と思い、完食するまで居残りをさせた。

→ **心理的虐待（強制・強要）**と認定。

## 実例：いつの間にか「虐待」に...

### ケーススタディ②

#### **B職員（リーダー）：**

次の活動に遅れそうになり、動かない子の腕を強く引っ張って無理やり移動させた。

→ **身体的虐待**と認定。

### ケーススタディ③

#### **C職員（新人）：**

男性職員が、なついてくる女子児童に対し、日常的に頭をなでたり軽いヘッドロックをした。

→ **性的虐待**と認定。

# 実例：「悪気のない」越境行為

- **スキンシップのつもりで...**

くすぐったり、抱きついたりしたが、子どもは「嫌だ」と言えず苦痛を感じていた。

→ **性的虐待・心理的虐待**のリスク

- **身体チェックのつもりで...**

「怪我がないか見る」と、他の子の前で服をめくった。子どもはとても恥ずかしい思いをした。

→ **性的虐待・プライバシー侵害**

- **友達感覚のつもりで...**

あだ名で呼んだり、からかったりしていたが、子どもは馬鹿にされたと感じていた。

→ **心理的虐待**

# 日常に潜む「グレーゾーン」

白（適切）か黒（虐待）か、はっきりしない領域にこそ、危険が潜んでいます。

- 少し強い口調での注意
- 手を引く強さ
- 冗談交じりの揶揄

**「これくらいなら大丈夫」の積み重ね**が、  
感覚を麻痺させます。



# 生活支援場面でのグレーゾーン



## 入浴・排泄

異性職員の介助、羞恥心への配慮不足。  
必要以上の露出。



## 着替え

カーテンを閉めない、着替えを急かす、  
乱暴に脱がせる。



## 食事

苦手なものを無理強いする、  
食べるのが遅いことを責める。

# 身体接触（スキンシップ）の原則

## ✓ 子どもからの要求に応じる：

大人が触りたいから触るのではなく、子どもが求めてきた時に応える。

## ✓ 公開された場所で：

密室で二人きりにならない。常に誰かの目がある場所で行う。

## ✓ 性的な部位は触らない：

プライベートゾーン（水着で隠れる部分）は絶対不可。

## ✓ 拒否権の保証：

「嫌だったら言ってね」と伝え、Noと言える関係性を普段から作る。

# プライバシーと羞恥心への配慮

## トイレ・更衣・入浴

これらは「人に見られたくない」場面です。

業務上の必要性があっても、以下の配慮が不可欠です。

- ✓ ノックや声掛けをする（いきなり開けない）
- ✓ 同性介助を原則とする
- ✓ カーテンや衝立で視線を遮る
- ✓ 失敗（お漏らし等）を大声で指摘しない



# 職員同士の関係性は、子どもの安全に直結する

職員同士の関係性が良い職場では、

- ・「代わりますよ」と自然に声がかかる
- ・違和感をその場で共有できる
- ・感情的になる前に助けを求められる

**結果として、子どもへの関わりが一人に偏らず、過度になりにくくなります。**

# 連携の文化の構築：「隠す」から「話す」へ

## 職員の心理的安全性の確保

自分の関わりに不安を感じたり、感情的に疲弊した時に、安心して助けを求められる環境が必要です。

「今の関わり、少し強引すぎたかも...」

「特定のA児にだけ強く当たってしまう...」

**自己開示は、虐待予防の最初の防波堤です。**

## 「相談」の4つのメリット

- ✓ **客観視**：感情的になった自分を冷静に見つめ直せる
- ✓ **予防**：不適切な関わりが深刻化する前に軌道修正できる
- ✓ **連帯感**：「一人じゃない」という安心感につながる
- ✓ **技術向上**：別の職員の対処法を学ぶ機会になる

# 虐待予防のための具体的な連携・相談の仕組み

## 組織として機能する仕組みを定める



### 定例のケース会議

問題行動だけでなく、関わりに悩んだ事例や成功事例も共有する。



### バディ/メンター制度

若手職員が特定の先輩に日常的な相談ができる体制を設ける。



### 振り返りチェックシート

「今日は大声を出さなかったか」「子どもの訴えを遮らなかったか」などを記録し、自己評価する。



### 匿名報告窓口

直接言いにくい不適切な関わりを見た場合、管理者以外にも伝えられる窓口を確保する。

これらの仕組みを通じて、チーム全員で安全の基準を統一し、個人のストレスや偏りを補い合います。

# 第3部

## 他職員の虐待を見つけたら

見て見ぬふりは共犯。子どもを守る行動を。

# ① 直ちに虐待行為を停止させる

## 安全確保が最優先

もし同僚が不適切な関わりをしていたら、  
**その場で割って入って止めてください。**

- 「かわります！」と声をかける
- 子どもをその場から離す
- 決して見て見ぬふりをしない



## ② 事実の記録

### 5W1Hで客観的に

記憶は薄れます。直ちにメモを残しましょう。

- **いつ（日時）**：〇月〇日 〇時〇分頃
- **どこで（場所）**：食堂にて
- **だれが（行為者・対象児）**：A支援員がB児に対して
- **なにを（行為）**：頭を平手で叩いた
- **どうした（結果）**：B児は泣いてうずくまった、外傷なし

※ 「ひどいことをした」等の感想ではなく、見たままの事実を書く。

### ③ 速やかな通告・報告（法的義務）



#### 公的機関への通告

児童相談所、市町村、都道府県

- 「虐待と思われる」時点で通告義務あり
- 確証がなくてもOK（誤報でも責任は問われない）
- 匿名可能・通告者は守られる



#### 組織内報告

施設長・管理者へ

- 速やかに報告し、組織としての対応を仰ぐ
- 隠蔽は絶対に許されない
- 法人本部への報告

# 第4部

## 個人ワーク

子ども視点で深く考える

# ここからのワークは「チーム視点」でも考えてみましょう

この後の個人ワークでは、「自分ならどうするか」だけでなく、

- ・他の職員がいたら、どう関わられたか
- ・チームとして、どう共有・振り返るか

という視点も意識して考えてみてください。

**虐待予防は、一人で頑張ることではなく、支え合える組織づくりから始まります。**

## ワーク①：この場面、どう考える？

### 事例

片付けが遅い子に対し、職員が机を叩いて

**「早くしなさい！」**

と強い口調で叱った。

# 以下の3点について考えてください

(2分間 個人で考えてみましょう)

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？
2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？
3. 職員は、**どう対応すべきでしたか**？

## ワーク②：この場面、どう考える？

### 事例

何度も同じ注意をされる児童に対し、職員が感情的になり

**「もう勝手にしなさい。先生はあなたのこと、もう知りません」**

と言い放ち、その後その子が話しかけても無視を続けた。

# 以下の3点について考えてください

(2分間 個人で考えてみましょう)

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？
2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？
3. 職員は、**どう対応すべきでしたか**？

## ワーク③：この場面、どう考える？

### 事例

職員の話をして、一人の児童がふざけて話を聞かなかった。職員は

**「〇〇君が静かにしないから、今日は全員おやつのおかわりなしです」**

と全体に告げた。

# 以下の3点について考えてください

(2分間 個人で考えてみましょう)

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？
2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？
3. 職員は、**どう対応すべきでしたか**？

## ワーク④：この場面、どう考える？

### 事例

宿題が進まない児童に対し、職員が他の児童と比較して

**「〇〇ちゃんはもう終わったよ。あなたはいつも最後だね。恥ずかしくないの？」**

と周囲に聞こえる声で言った。

# 以下の3点について考えてください

(2分間 個人で考えてみましょう)

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？
2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？
3. 職員は、**どう対応すべきでしたか**？

# 職員はどう対応すべきだったか — チーム視点 —

## その場でのチーム対応

- 他職員が「代わります」「こちら見ます」と介入する
- 感情的になった職員を一度役割から外し、クールダウンを図る
- 子どもへの関わりは、別の職員が引き継ぐ

## 事後のチーム対応

- 責めずに事実を共有し、背景（忙しさ・困り感）を整理する
- 「次に同じ場面が起きたらどうするか」をチームで確認する
- 対応方法や役割分担を統一し、再発を防ぐ

不適切な関わりを  
「個人の失敗」で終わらせず、  
「組織で修正できる出来事」にする

# 第5部

## 支援者自身の予防

より良い関わりの技術とメンタルケア

# 普段の関係づくりが「予防」になる

## ポジティブな関わりの貯金

普段から信頼関係があれば、指導が必要な場面でも、言葉が届きやすくなります。

- **受容**：ありのままを受け入れる
- **承認**：できたこと、頑張りを認める
- **ねぎらい**：「お疲れ様」の声かけ



# 叱るときの基本ステップ（感情と行動の分離）

1

## 感情の受容

「遊びたかったんだね」  
まず子どもの気持ちに共感  
する。

2

## 行動の線引き

「でも、叩くのはダメだよ」  
人格ではなく“行動”を注意  
する。

3

## 代替案の提示

「貸してって言おうね」  
次どうすればいいかを教える。

# 感情のコントロール

## アンガーマネジメント

- **6秒ルール**：カッとなったら6秒数える
- **その場を離れる**：物理的に距離を取る
- **メタ認知**：「今、自分は疲れているな」と客観視する

自分自身のストレスケア（休息、趣味）も、プロとしての重要な仕事です。



## 本日のまとめ

- **子どもの受け止め**を基準に考える
- 自分の指導論・育児論を脇に置き、**科学的に関わる**
- 普段からの**信頼関係づくり**が虐待予防になる
- 一人で抱えず、**相談・連携する文化**をつくる

子どもを守るのは、  
一人ひとりの意識と、  
それを支える組織の仕組みです。

本日はありがとうございました。

# ワーク①回答例

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？

- ・ 突然の衝撃音と怒声で頭が真っ白になり、威圧感に怯える。
- ・ 皆の前で怒鳴られたことで、強い羞恥心と自己否定感を持つ。

2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？

- ・ 怒られないために動くようになり、自発性や考える力が育たない。
- ・ 「力や恐怖で人を動かしていい」という誤った解決策を学ぶ。
- ・ 職員を「怖い存在」と認識し、安心感を持って過ごせなくなる。

3. 職員は、**どう対応すべきでしたか？**

- ・ 「まずはこれだけ箱に入れよう」と、具体的にやることを絞る。
- ・ 「あと5分で片付けだよ」と見通しを持たせ、心の準備をさせる。
- ・ できた部分を認め、片付けるメリット（次の活動など）を伝える。
- ・ 近くにいる職員が「こちらは見ますね」「交代します」と自然に介入し、感情的になっている職員をクールダウンさせる
- ・ 「時間に追われる場面での共通対応」をチームで確認し、声かけ例や役割分担を整理する（事後対応）

## ワーク②回答例

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？

- ・見捨てられ不安、孤独感、存在の否定。
- ・「どうせ分かってもらえない」という無力感

2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？

- ・愛着形成への悪影響。
- ・大人の気を引こうとして、さらに問題行動がエスカレートする「試し行動」の誘発。

3. 職員は、**どう対応すべきでしたか？**

- ・感情的になっている自分に気づき、一度別の職員と交代する（クールダウン）。
- ・「あなたの行為は困るけれど、あなたのことは見捨てない」という姿勢を保ち、粘り強く対話を続ける。
- ・当該職員が感情的になった背景（疲労・積み重なった対応困難感）をチームで確認（事後対応）
- ・「感情が高ぶった時は交代してよい」という共通ルールを再確認し、安心して助けを求められる雰囲気を作る（事後対応）

## ワーク③回答例

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？

- ・当該児童：過度な罪悪感、または「自分だけが悪いのか」という職員への反発。
- ・周囲の児童：当該児童への憎しみや、理不尽なルールを押し付ける職員への不信感。

2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？

- ・集団による「いじめ」や「排除」の助長。
- ・「罰」によるコントロールが常態化し、子どもの主体性が失われる。

3. 職員は、**どう対応すべきでしたか？**

- ・当該児童には、別職員が個別に対応し、集団から切り離して落ち着ける時間を作るとともに、なぜ話を聞けないのか理由を確認する。
- ・「静かになるまで待つ」など、罰ではない方法で落ち着かせる。
- ・「全体罰は行わない」というチームとしての共通認識を再確認する（事後対応）
- ・集団が落ち着かない場面での役割分担（全体を見る人／個別対応する人）を整理する（事後対応）

## ワーク④回答例

1. この時、**子どもはどう感じていた**でしょうか？

- ・「自分はダメな人間だ」という自己否定感。
- ・大勢の前で恥をかかされたことによる羞恥心と傷つき。

2. この関わりによって、**どんな悪影響**が考えられますか？

- ・自己肯定感の著しい低下。
- ・職員との信頼関係の崩壊。
- ・「できない子を馬鹿にしてもいい」という価値観を周囲に植え付けてしまう。

3. 職員は、**どう対応すべきでしたか？**

- ・他の子と比較せず、その子の進捗に合わせた具体的なサポート（「どこが難しい？」という声掛けなど）を行う。
- ・プライバシーに配慮し、耳元で優しく促す。
- ・学習や生活場面での「比較しない声かけ」をチームで再確認する（事後対応）
- ・その児童の特性やつまずきポイントを共有し、支援方法を統一する（事後対応）